

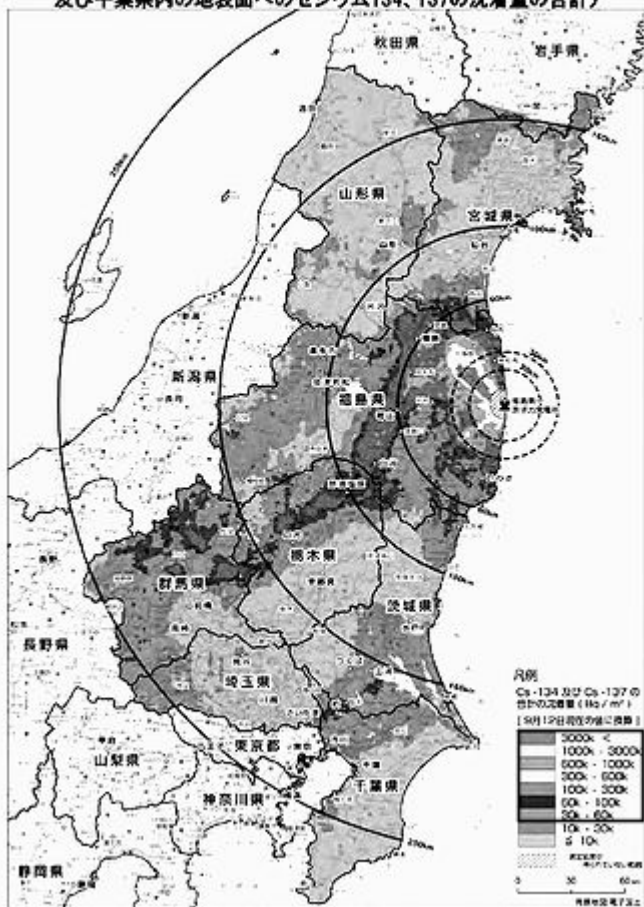
# 政府は国民の生命よりも 電力会社存続を選択した！

No.2 (2011.10.)

再生可能エネルギー特措法に反対する会

## 関東～東北に広がる放射能汚染地帯

(参考2)  
文部科学省による埼玉県及び千葉県内の航空機モニタリングの測定結果  
について(文部科学省がこれまでに測定してきた範囲及び埼玉県  
及び千葉県内の地表面へのセシウム134、137の沈着量の合計)



千葉県にかけてなど、広大な範囲に及びます。

## 除染対象地域＝放射線管理区域

日本では、法律で一般公衆に許されている人工放射能に対する年間追加被ばく線量の上限值は1mSv/年とされています。原子炉等規制法では、放射性物質を取り扱う事業所と公共空間との境界において、1mSv/年以下にしなければならないと規定されています。

現状では1mSv/年以上の地域が福島第一原発の敷地境界どころか、北関東～東北地方の広範囲に広がっているのです。これは明らかに原子炉等規制法に対して違法状態にあることを示しています。本来ならば、放射性物質という危険物質を撒き散らして放射能汚染の原因を作った東電の責任において原状復帰、つまり対象地域の年間追加被ばく線量が1mSv/年未満になるように

政府は『原子炉は100℃以下で安定している』、『2011年9月30日に緊急時避難準備区域を解除する』と、東電福島第一原発事故が収束の方向に向かっているような印象操作を行っています。

しかし、その一方で文科省が9月29日に公表した北関東～東北地方のセシウム134,137の沈着量(放射能レベル)の分布図は、福島第一原発周辺の苛酷な放射能汚染状況を示しています(左図)。

図右下の凡例の枠で囲った色に対応する部分、図では黒っぽく見える部分の少し外側になりますが、この範囲が概ねセシウム134,137の沈着量が30kBq/m<sup>2</sup>(1m<sup>2</sup>当たり30キロベクレル)よりも多い地域を示しています。黒っぽい部分では60kBq/m<sup>2</sup>よりも多くなります。

国は当初、5mSv/年(1年あたりの追加被ばく線量が5ミリシーベルト)以上の地域を対象に除染を行うとしました。図に示す放射能レベルでは概ね30kBq/m<sup>2</sup>よりも高い地域に対応します。その範囲は福島県の東側半分、栃木・群馬県の北西側半分、更に茨城県の霞ヶ浦南部から

除染を行わなければなりません。しかし国は東電に対して放射能汚染地域の除染を命じることはなく、なし崩しに国費を投入し、内部被曝の危険性の高い除染作業を地元住民やボランティアに行わせているのです。



日本では、国民を不用意な人工放射線被曝から守るために『放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律』を定め、放射線を取り扱う事業所や病院などにおいて、特に放射線レベルが高い区域に“放射線管理区域”を設定し、一般公衆の立ち入りを禁止しています。放射線管理区域の設置の基準では、被ばく線量が3月当たり1.3mSvあるいは、4Bq/cm<sup>2</sup> (=40kBq/m<sup>2</sup>) などとしています。この値こそ政府が当初示した除染対象地域の目安である5mSv/年に対応するものです。

つまり、現在5mSv/年を越える地域は、日本が法治国家であるのなら本来は放射線管理区域を設定して一般公衆の立ち入りを禁止すべき地域なのです。現状ではそこに多くの人々が半ば強制的に住まわされており（自主避難した人は援助で差別される）、正に無法状態なのです。チェルノブイリ原発事故において、旧ソ連は37kBq/m<sup>2</sup>を越える地域を管理区域に設定しました。

## 九電玄海原発で深刻事故が起こったら・・・

今回の福島第一原発事故に対する政府の対応を見ると、地元被災者住民の命よりも東電の存続を優先していることが明らかです。現実的にはおそらく福島第一原発事故で放射能汚染された広大な地域を面的にすべて1mSv/年以下にまで除染することは技術的に不可能です。

本来ならば、高濃度に放射能に汚染された地域は立ち入り禁止にすべきです。電力会社は立ち入り禁止区域の住民に対して失った資産の損失を全額補填した上で、別の土地での新たな生活が軌道に乗るまでの生活資金を支払うべきです。

このままでは、おそらく東電は当面の生活費を支払うだけであり、国は放射能汚染地域に住民を住まわせる続けることにするでしょう。

九電の玄海原発は九州北西部にあります。玄海原発が深刻事故を起こした場合、おそらく北部九州一帯から山口、場合によっては四国の一部までが5mSv/年を越えるような高レベルの放射能汚染地帯になる可能性があります。

国や東電による福島第一原発の事故処理状況から類推すると、仮に玄海原発で深刻事故が起こったとしても、私たちは九電から形ばかりの生活費を渡されるだけで、高レベルの放射能汚染地域に住み続けることを余儀なくされるでしょう。

九電がどうしても玄海原発を運転するというのなら、深刻事故を起こした場合の被災者に対する全面的な生活再建のための措置や、放射能汚染地域を確実に除染できるという技術的な説明を具体的に提示することを求めます。



### 再生可能エネルギー特措法に反対する会

〒810-0024 福岡市中央区桜坂 3-12-78-205 不知火書房内

電話 092-781-6962 / FAX 092-791-7161 / E-mail kondoh@env01.net